

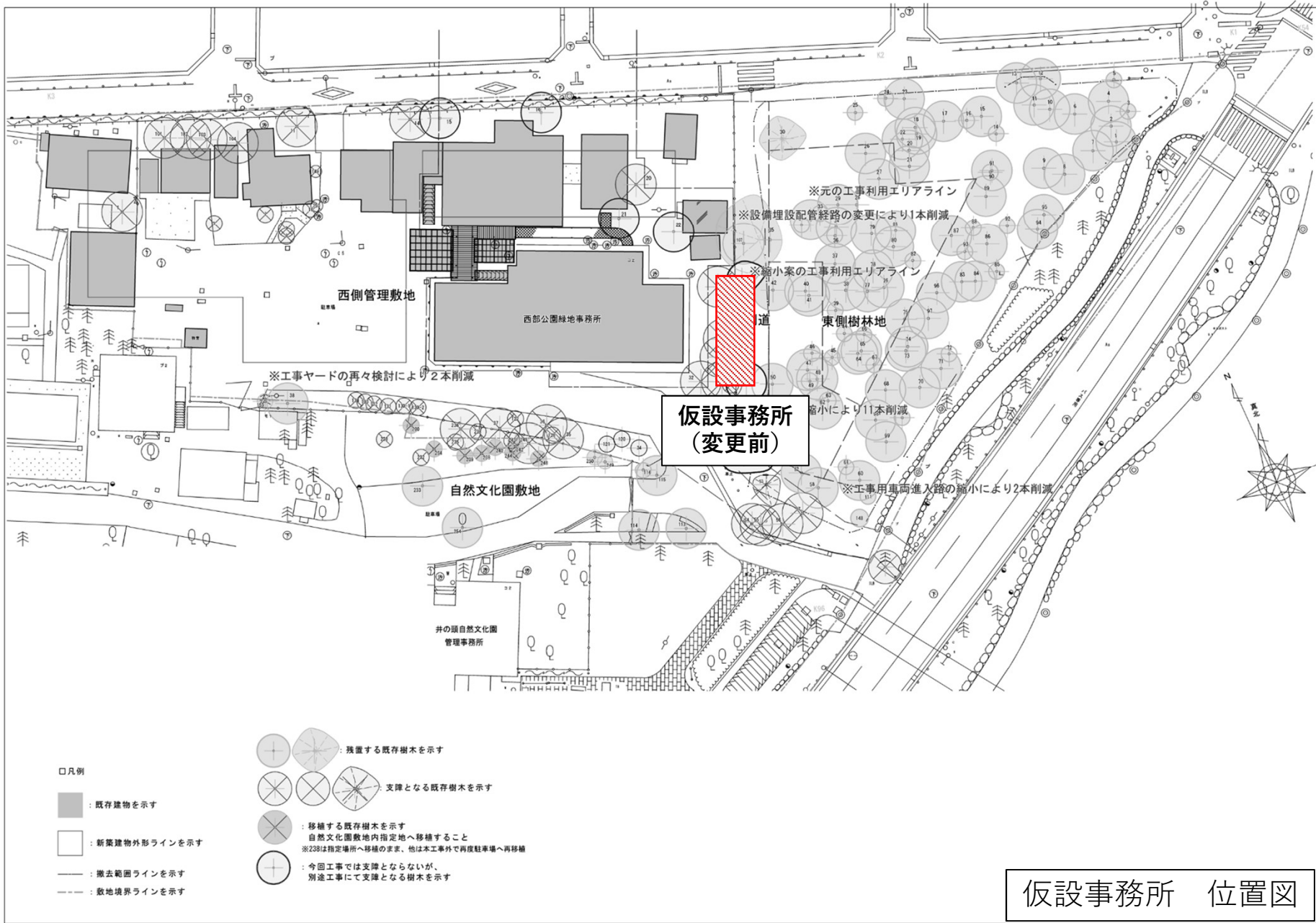
工事説明会でいただいたご意見を踏まえた検討結果について

①仮設事務所の配置について

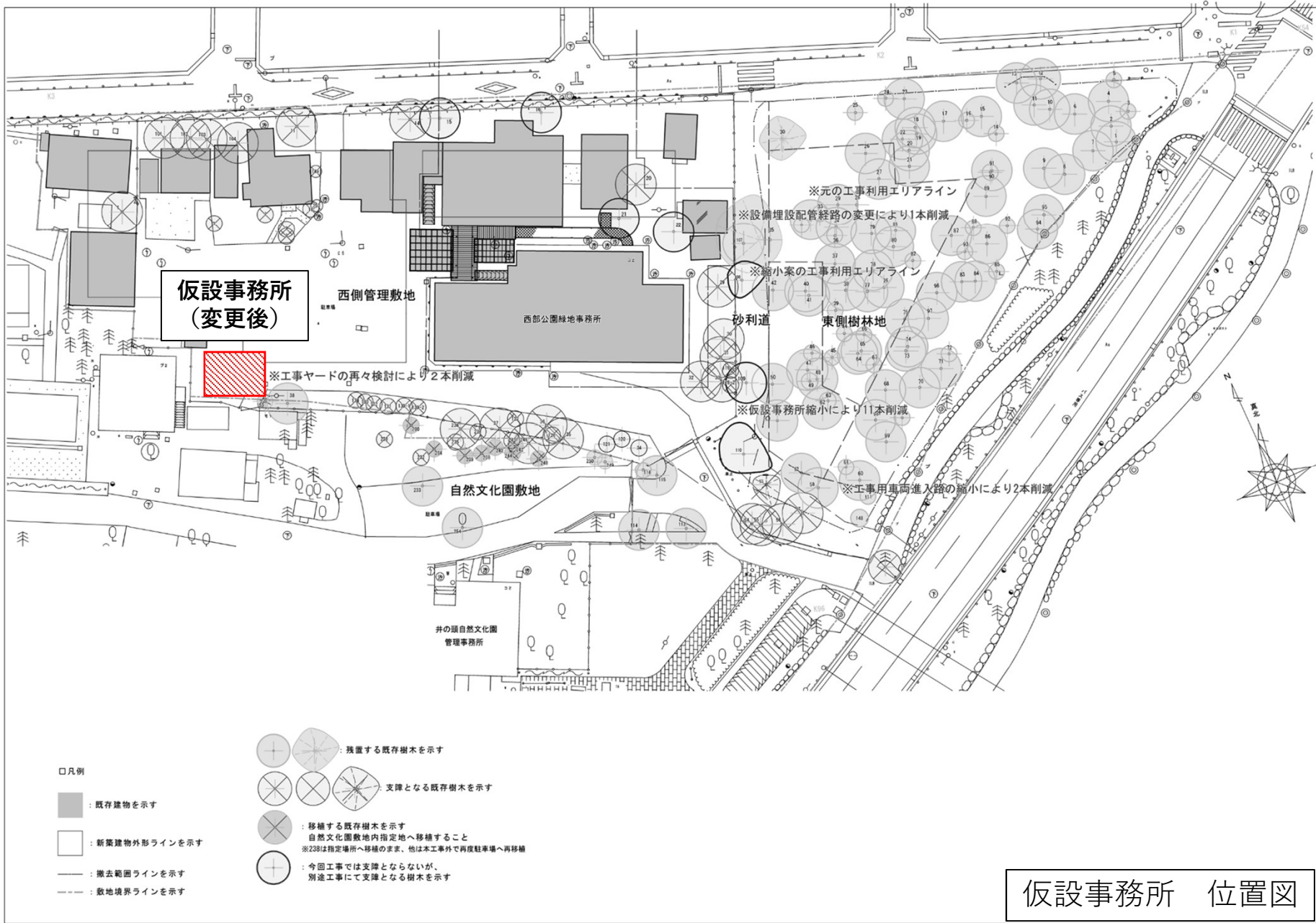
- 現庁舎の東側に設置する計画としていた仮設事務所について、現庁舎西側の駐車場へ設置することとします。
- このことにより、現庁舎の東側の高木4本について、今回解体工事では支障となりません。

②仮設駐車場の配置について

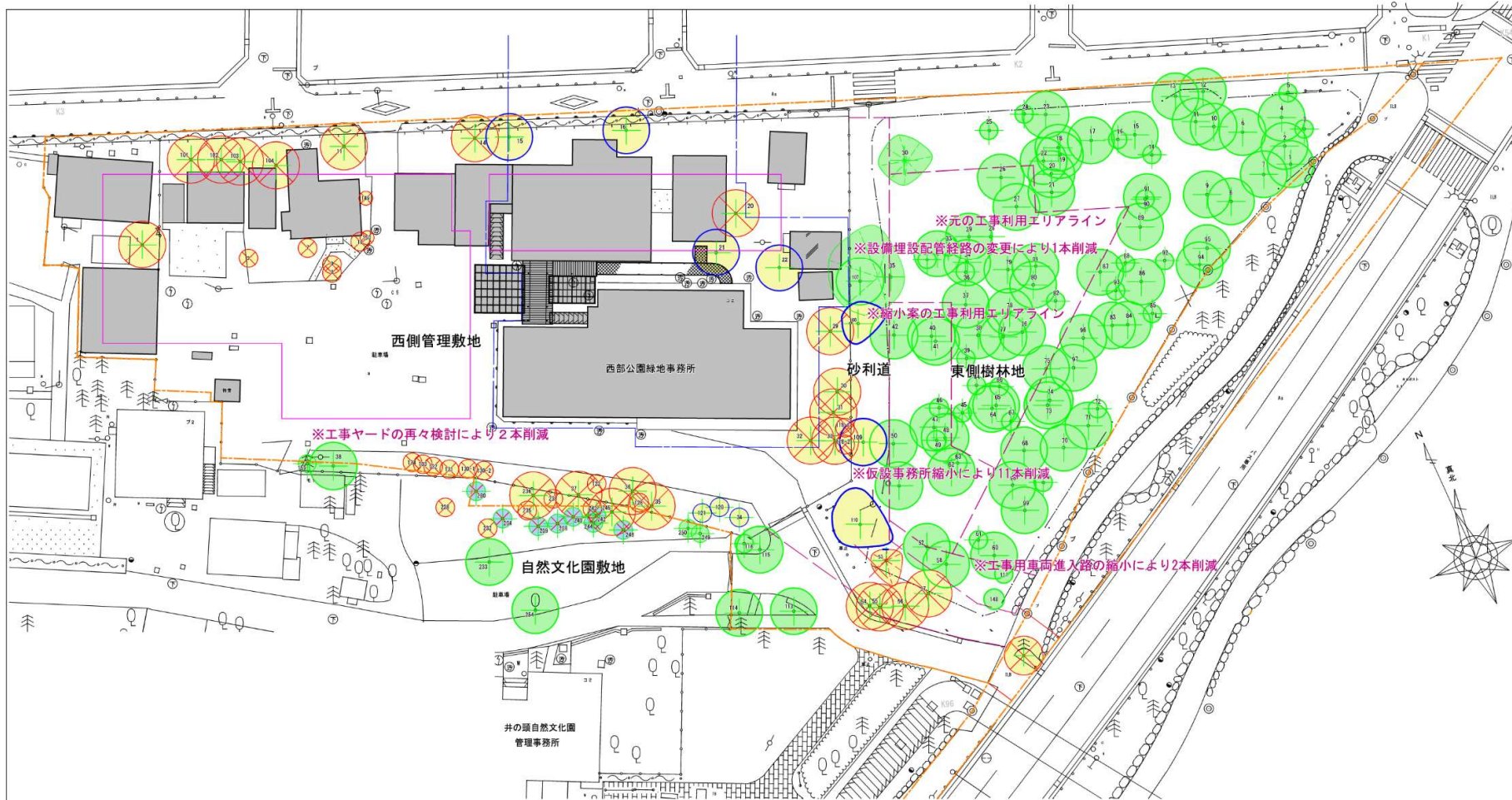
- 現庁舎の北側に設置する仮設駐車場について、庁有車の常駐はせず、ゴミや資材の搬出入スペース及び来庁者や職員の車寄せスペースとして利用することとし、配置の変更及び規模の縮小をした計画とします。
- このことにより、撤去予定であった砂利道（事務所敷地と東側樹林地の間の園路）沿いの擬木柵について、今回解体工事では残置することとします。
- 砂利道については、歩行する方の安全性を最優先する方針で、改築工事完了後まで閉鎖させていただきます。



変更前



変更後



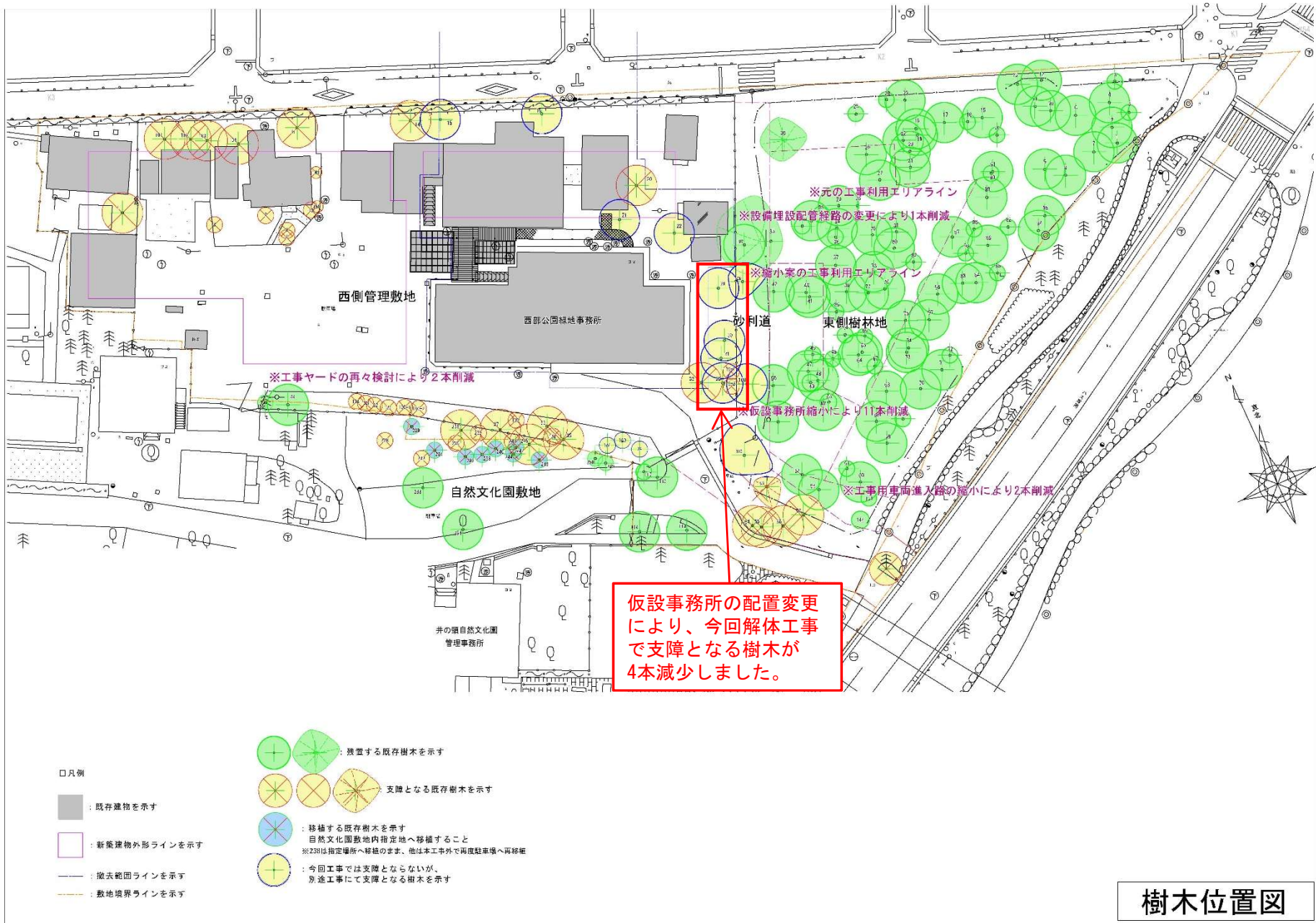
□凡例

- : 既存建物を示す
- : 新築建物外形ラインを示す
- : 撤去範囲ラインを示す
- : 敷地境界ラインを示す

- : 残置する既存樹木を示す
- : 支障となる既存樹木を示す
- : 移植する既存樹木を示す
自然文化園敷地内指定地へ移植すること
※238は指定場所へ移植のまま、他は本工事外で再度駐車場へ再移植
- : 今回工事では支障とならないが、別途工事にて支障となる樹木を示す

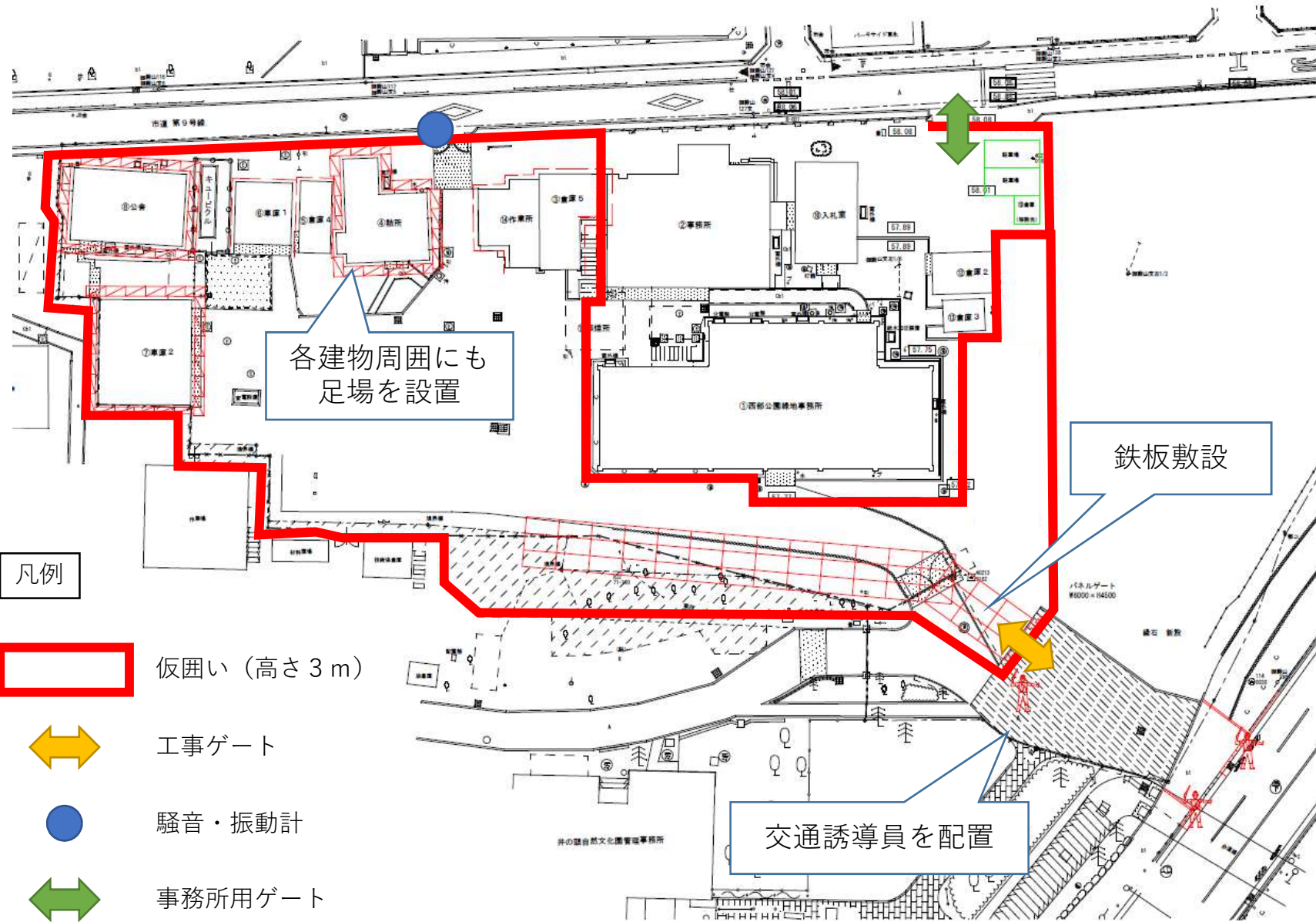
樹木位置図

変更前



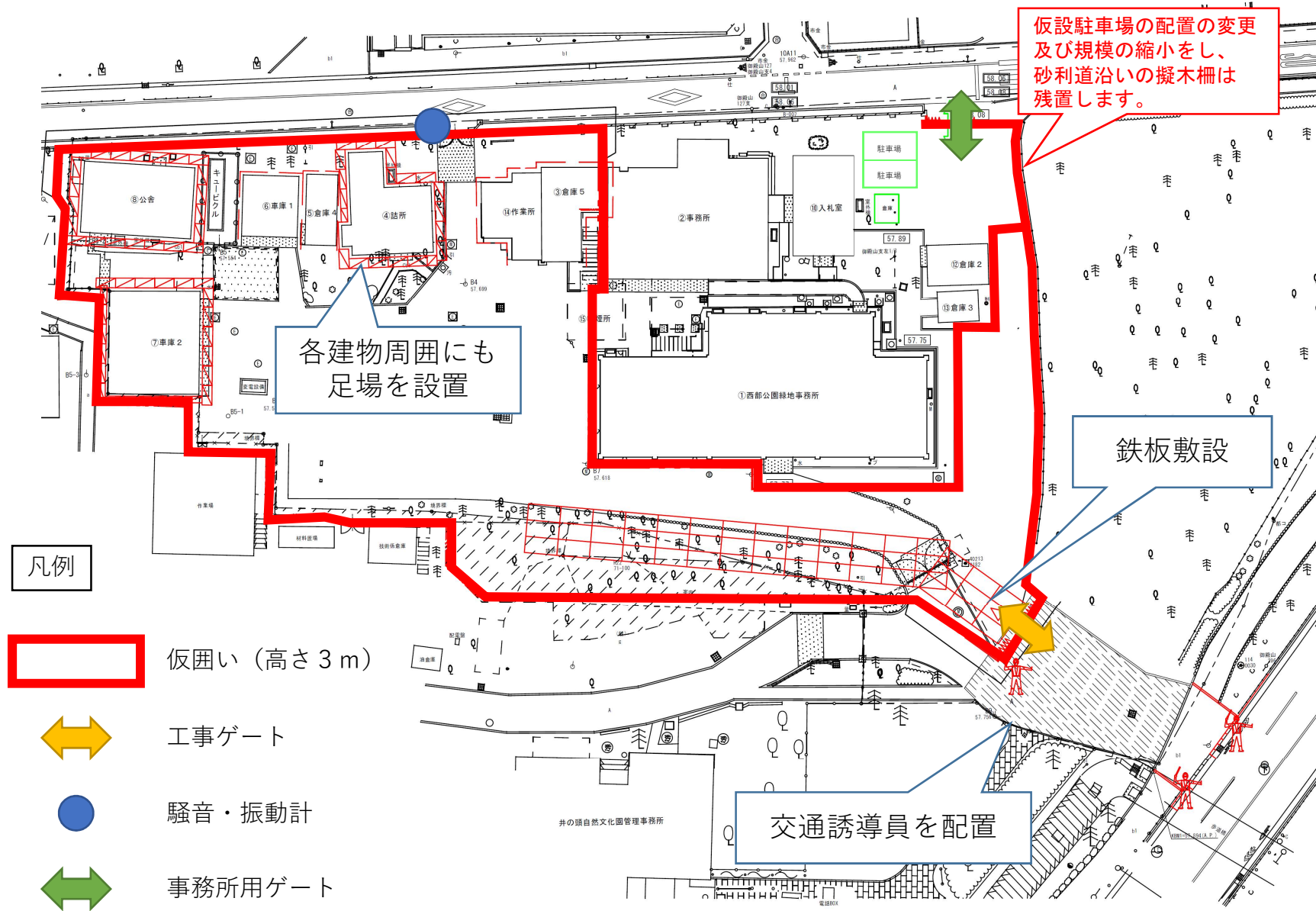
変更後

仮設計画② 歩道切下げ工事完了後



変更前

仮設計画② 歩道切下げ工事完了後



変更後